

SERVICE BULLETIN

JCAB APPROVED



FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

NO. 200-004 DATE 57-10-8

(SUPERSEDES NO.)

REV. DATE

(SUPERSEDES NO.)

REASON

1. 標題： エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティの点検及び交換
2. 適用機体： FA200-180 製造番号#12以降の全機（-180A0を除く）
3. 適用度： 指令事項
4. 目的： エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ（AN783-6）に亀裂発生の事例が報告されたので点検及び交換を実施する。

5. 指示：

(1) 漏洩点検

ミクスチュア・レバー Cut-Off 位置の状態で補助燃料ポンプを“ON”にし、エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティの、Fig. 2 の位置に燃料漏洩がないことを確認する。

燃料漏洩の徴候が見られた場合は上記ティ（AN783-6）を新品と交換すること。

(2) ダイ・チェック

エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ（AN783-6）を取り外し、Fig. 2 の位置にクラックがないことをダイ・チェックにより確認する。

クラックが発見された場合は、上記ティを新品と交換すること。

(3) 交換

エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ（AN783-6）を取り外して廃棄し、新品と交換すること。

6. 実施時期：

(1) 総飛行時間3000時間未満

このSB受領後100飛行時間以内に5.(2)項のダイ・チェックを実施すること。また、総飛行時間3000時間において、5.(3)項の交換を実施

AIRCRAFT DIVISION

1-11 YOUNAN 1 CHOME, UTSUNOMIYA TOCHIGI JAPAN 〒320
TEL 0286 (58) 1111 TELEX 3522 176

SERVICE BULLETIN 200-004

PAGE 1 OF 4

すること。

(2) 総飛行時間 3000 時間以上 4500 時間未満

この S B 受領後 50 飛行時間以内に 5.(2) 項のダイ・チェックを実施すること。また 100 飛行時間以内に 5.(3) 項の交換を実施すること。

(3) 総飛行時間 4500 時間以上

この S B 受領後ただちに 5.(1) 項の漏洩点検を実施すること。また、10 飛行時間以内に 5.(2) 項のダイ・チェックを実施し、50 飛行時間以内に 5.(3) 項の交換を実施すること。

指定時間内に部品が交換できない場合は、部品入手までの間、25 飛行時間毎に 5.(2) 項のダイ・チェックを繰返して実施すること。

7. 承認： 航空局承認(№一東一 57-005) 57 年 10 月 4 日

8. 所要部品：

部品番号	部品名称	数量	(注)
MS 29512-06	"O" Ring	2	*1
AN 783-6 又は 203-929110-3	Tee	1	*2

*1 5.(2) 項の点検及び 5.(3) 項の交換実施時に必要。

*2 5.(3) 項の交換実施時に必要。

9. 特殊工具： ダイ・チェック液一式(市販品)

10. 重量重心： 変化なし

11. 準拠資料： なし

12. 作業手順：

A. 5.(1) 項 漏洩点検の実施

- 1) 燃料セレクタ(又はコック)を R 又は L(又は開)にする。
- 2) ミクスチャ・レバーを Cut-Off 位置にする。
- 3) マスター・スイッチを "ON" にする。

4) 補助燃料ポンプを“ON”にし、Fig.2 の位置に燃料漏洩がないことを点検する。

5) 補助燃料ポンプ及びマスター・スイッチを“OFF”にし、燃料セレクタ又はコックを OFF にする。

B. 5.(2)項 ダイ・チェック及び 5.(3)項交換の実施

1) エンジン・カウリングを開ける。FRP製カウリングの場合は上部カウリングを取り外す。

2) エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ (AN783-6) とエンジン駆動ポンプを取り付けているナットをゆるめる。

3) ティとチェック・バルブを取り付けているナットをゆるめる。

4) ティと燃料インジェクタの間のホースを、ティ部でナットをゆるめて取外す。

5) ティを交換する場合は、取外したティを廃棄扱にし、新しいティを取付ける。

6) ティのダイ・チェックを実施する場合は、Fig.2 に従ってクラックの有無を点検する。クラックが発見された場合はティを新品と交換する。

7) 4) ~ 1) 項の手順を逆に実施し、各部を復旧する。この時、“O”リングは新品を使用する。

8) 系統のエア抜きを実施した後、取付部に漏洩がないことを確認する。

C. 航空日誌への記入

1) 5.(1), (2), (3)項の各々について実施した場合は有資格整備士の確認を受け、航空日誌に記録すること。

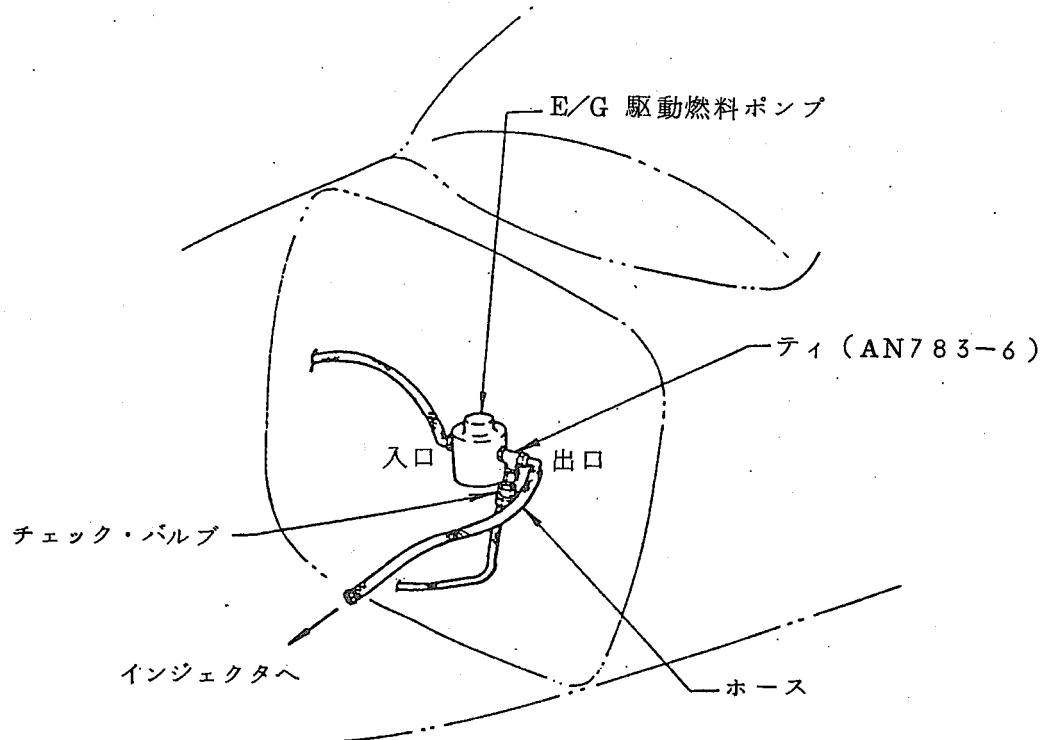
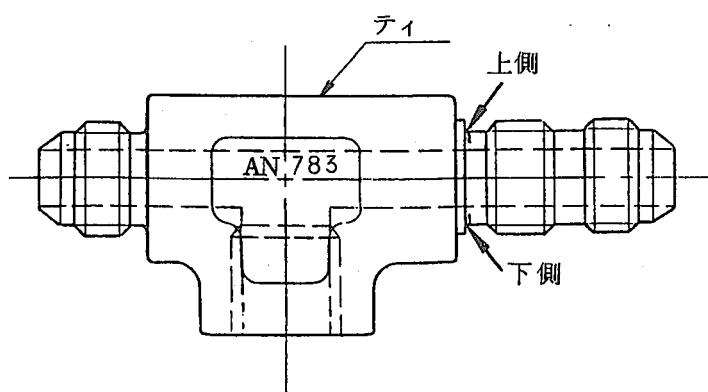


Fig. 1 全体取付



クラック及び漏洩の点検は矢印部全周
 (特に上側及び下側)について実施する。

Fig. 2 ティ (AN783-6) の点検部位